

仕様書

1 件名

押上駅・駅周辺の都市基盤等に係るあり方検討支援業務委託

2 目的

東京スカイツリーの開業等により、日本有数の観光拠点となったことで、押上駅や駅周辺道路においては、通勤・通学による乗換利用者等に加え、大きな荷物を抱えた訪日外国人旅行者等の利用者が増加し、駅の混雑や道路の渋滞が課題となっている。

さらに、押上～成田空港間を運行する新型有料特急の導入や、地下鉄8号線の延伸、駅周辺の開発等が予定されており、押上駅の更なる混雑が想定される。

また、押上駅周辺道路においては、東京スカイツリー開業時と比べて歩行者や車両が増加している中で、周辺開発等による将来交通需要を見据え、交通基盤計画を再整理する必要性が高まってきている。

以上のことを鑑み、押上駅を利用する区民や来街者が安全で快適に利用できる押上駅・駅周辺の実現に向けて、押上駅や押上駅周辺の都市基盤等のあり方を策定する。あわせて、押上駅周辺における都市計画道路網の交通量許容を検証する。

なお、押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方については、鉄道事業者等関係者との会議体を設け、その会議体等を通じて関係者と協議し、合意形成を図った上で策定する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 押上駅・駅周辺の現況及び課題整理

現況及び課題整理に当たっては、定量的なデータ、既往資料及び調査結果を活用することを基本とし、次の事項について整理すること。

- ア 押上駅の利用状況
- イ 押上駅の現況機能等
- ウ 押上駅周辺の都市基盤・沿線施設等
- エ 押上駅・駅周辺の人口・観光動態等
- オ 押上駅・駅周辺の交通状況

その他必要に応じて、その他の項目整理や課題整理のために必要な基礎調査を実施することができるものとする。

(2) 押上駅の将来利用者数の推計

押上駅・駅周辺に関連する将来計画等を整理するとともに、将来新たに見込まれる人口ボリュームを把握し、押上駅の将来利用者数を推計すること。

(3) 押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方及び施策メニュー案の検討

上記(1)及び(2)の結果を基に、押上駅・駅周辺の都市基盤等のあり方(将来目指すべき姿)について検討し、整理すること。

また、押上駅・駅周辺のあり方を実現するために必要となる施策メニュー案を検討すること。施策メニュー案の検討に当たっては、その実現性、課題等について整理すること。

(4) 会議運営支援

上記検討内容について、関係者(鉄道事業者、駅周辺の開発事業者、駅周辺の大規模商業事業者、国・都及び学識経験者を想定)と議論・調整をするために設ける会議体の運営支援を行う。

同会議は、3回の開催を想定し、運営支援の内容は、次のとおりとする。

ア 会議資料等の作成・印刷

イ 会議議事録の作成

ウ 会議の行政委員以外の専門委員(2名)への報酬を支払うこと。報酬費は、2時間当たり27,400円/人とする。

(5) 関係者協議支援

上記検討内容について、関係者と個別に議論・調整をするための資料作成支援を行う。

(6) 都市計画道路網の交通量許容の検証

委託者から提供するデータ(周辺開発で想定される発生集中交通量等)を基に、押上駅周辺における都市計画道路網の交通量許容を検証すること。

(7) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時(5回)、業務完了時に行う。

(8) 技術的助言

必要に応じて、関係者との円滑な協議や検討の深度化(次年度以降を含む。)を実施していくための技術的な助言を行う。

(9) その他

ア 業務実施計画書

業務の実施に先立ち、検討方法、業務実施体制、業務工程等をまとめた業務実施計画書を提出すること。

イ 業務実施報告書

本業務において実施した検討内容、会議開催結果、取り扱った資料等について、業務実施報告書として取りまとめること。

6 成果物

本業務における成果物は次のとおりとし、電子データについては既存汎用ソフトで取扱い可能な形式をCD-R等の電子媒体に格納することとする。

(1) 業務実施計画書 A4判 1部

(2) 業務実施報告書 A4判 2部

(3) 上記電子データ 一式

7 支払方法

履行検査確認後、一括払いとする。

8 権利の帰属

(1) 本業務における成果品及び業務に当たって作成した資料等の著作権は、墨田区に帰属する。したがって、民間会社等の著作権に触れるもの（地図のコピー等）は使わないものとする。

(2) 受託者は、本業務における成果品及び業務に当たって収集・制作した資料等について、本業務以外に使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務に当たって委託者から貸与を受けた資料、その他の資料について、情報が外に漏れないように十分注意すること。特に、個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき慎重に取り扱うこと。
なお、貸与した資料は全て返却することとする。

9 一般事項

(1) 本業務の実施に当たっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、業務の円滑化を図ることとする。

(2) 材料、使用機材、消耗品及び業務に関わる検査及び官公署への届け出手続きに必要な費用は、別に定めのある場合を除き受託者の負担とする。

(3) 本業務における従業員の事故発生時の労災保険の適用は、受託者のものとする。

(4) 本業務において事故が発生した場合は、速やかに安全策を講じるとともに、事故の発生原因・処理状況を速やかに委託者に報告するものとする。

(5) 本業務終了後、速やかに完了届等の書類を作成し提出することとする。

(6) 本仕様に定める事項及び本業務遂行において不明な点については、速やかに担当者に報告及び協議を行い、本委託の目的の実現に努めることとする。

10 個人情報及びセキュリティに関する事項

(1) 秘密保持に十分な配慮を行うとともに、特に個人情報に関しては厳しい管理を実施し、この契約によって知り得たすべての情報について、他に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

- (2) 個人情報の適正な管理のため、個人情報の取扱い責任者を置き、個人情報の拝受、運搬、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、事故や不適正な取扱いが無いようにしなくてはならない。
- (3) 委託者の指示がない限り個人情報その他委託者から提供された情報を業務目的以外に使用、加工、再生、複製又は第三者への提供をしてはならない。
- (4) 個人情報に関する事故が発生した場合は、速やかに委託者に対しその詳細について報告しなければならない。
- また、委託者が請求したときは、個人情報の管理状況及び業務の処理状況について報告しなければならない。
- (5) 業務完了時及び委託者が請求したときには、本業務に係る個人情報その他委託者から提供された情報を直ちに委託者に返還しなければならない。

11 主任技術者の配置

- (1) 受託者は、主任技術者については、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次のいずれかの条件を満たす者を配置すること。
- ア 技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、かつ、過去10年以内に本委託と同種業務の実績を有する者
- イ R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、かつ、過去10年以内に本委託と同種業務の実績を有する者
- (2) 受託者は、主任技術者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を委託者に通知すること。
- (3) 本人確認できる顔写真付き証明書の提示

受託者は、業務の実施に当たって委託者に有資格者として通知した主任技術者について、委託者から求められた際は資格証等の写しと本人が同一であることを証明する顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示しなければならない。

なお、顔写真付き証明書が無い場合は、次に示す異なる2つ以上を提示しなければならない。

- ・ 被保険者証
- ・ 基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・ 住民基本台帳カード（写真付きでないもの）
- ・ 金融機関またはゆうちょ銀行の預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード

- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の原本

12 履行場所・納入先・連絡先

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市整備部立体化・まちづくり推進担当立体化推進課 寺山、高山

TEL 03-5608-6263 (直通) FAX 03-5608-6409

E-mail : RITTAIKA@city.sumida.lg.jp

13 範囲図 (押上駅周辺)

